

令和4年度川西市国民健康保険事業特別会計の 決算状況等について

- 1. 令和4年度川西市国民健康保険事業特別会計収支..... P1
- 2. 昨年度の説明内容と令和5年度以降の税率設定..... P2
- 3. 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について..... P3

1. 令和4年度川西市国民健康保険事業特別会計収支

(単位：千円)

【歳入】		R3決算	R4決算	差引	備考
		A	B	B - A	
保 険 税	現年課税分	2,900,841	2,821,624	△ 79,217	平均被保険者数(4月-3月)は1,471人の減(対前年△4.9%)
	滞納繰越分	201,623	196,624	△ 4,999	
	計	3,102,464	3,018,248	△ 84,216	
使用料及び手数料		1,160	1,157	△ 3	
出 金	国庫補助金	20,954	11	△ 20,943	災害等臨時特例補助金(東日本大震災被災者)新型コロナウイルスに係る減免に係る財政支援(R4は全額県支出金で交付)
県 支 出 金	県補助金	10,887,619	10,601,562	△ 286,057	普通交付金 10,176,975千円 保険者努力支援分 66,118千円 特別調整交付金 31,104千円(新型コロナウイルスに係る減免についての財政支援を含む) 県繰入金 298,546千円 特定健康診査等負担金 28,818千円
財産収入		10	10	0	国民健康保険事業基金積立金利息
一般会計繰入金		1,230,330	1,222,803	△ 7,527	保険基盤安定繰入金など
基金繰入金		0	0	0	
繰越金		46,361	90,455	44,094	
諸 収 入	延滞金、加算金及び過料	40,840	47,924	7,084	
	雑入	35,886	13,561	△ 22,325	第三者納付金、返納金など
	計	76,726	61,485	△ 15,241	
歳入合計①		15,365,623	14,995,731	△ 369,892	

R3決算(A) R4決算(B) (B - A)

歳入歳出差引③(①-②)	90,455	165,228	74,773
翌年度精算額④	△ 78,808	△ 68,432	10,376
実質収支額⑤ = (③+④)	11,647	96,796	85,149
基金積立額⑥	41,117	11,846	△ 29,271
基金繰入額⑦	0	0	0
前年度の実質収支額⑧	1,087	11,647	10,560
実質単年度収支⑨(⑤+⑥-⑦-⑧)	51,677	96,995	45,318

(単位：千円)

【歳出】		R3決算	R4決算	差引	備考
		A	B	B - A	
総 務 費	総務管理費	91,401	91,201	△ 200	
	徴税費	179,538	185,678	6,140	
	運営協議会費	329	360	31	
	計	271,268	277,239	5,971	
保 険 給 付 費	療養諸費	9,018,082	8,806,233	△ 211,849	給付費の全額(傷病手当金を除く)が県支出金(普通交付金)で交付される。差額については翌年度精算となる。 傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して給付するもの。費用は特別調整交付金で交付される。
	高額療養費	1,282,260	1,272,118	△ 10,142	
	移送費	0	0	0	
	出産育児諸費	25,151	22,297	△ 2,854	
	葬祭諸費	9,750	9,250	△ 500	
	傷病手当金	843	3,505	2,662	
計	10,336,086	10,113,403	△ 222,683		
納 付 金	医療給付費分	3,127,668	2,885,944	△ 241,724	県が算出した市が負担する納付金(国から都道府県に交付される交付金、各市町の所得水準が考慮される。)
	後期高齢者支援金分	954,823	924,268	△ 30,555	
	介護納付金分	315,871	349,148	33,277	
	計	4,398,362	4,159,360	△ 239,002	
保 健 事 業 費	特定健康診査等事業費	78,850	76,264	△ 2,586	特定健診、特定保健指導や人間ドック、がん検診助成等に係る費用
	保健事業費	61,822	61,995	173	
	計	140,672	138,259	△ 2,413	
基金積立金		41,117	11,846	△ 29,271	普通調整交付金申請誤りに係る一般会計繰入や前年度収支黒字分を積み立て
諸支出金、予備費		87,663	130,396	42,733	特定健康診査等負担金の精算に係る償還金の増等
歳出合計②		15,275,168	14,830,503	△ 444,665	

※端数処理を行っているため、各科目の数値の積み上げが合計欄の数値と一致しないことがある。

【実質単年度収支の推移】

(千円)

(年度)	H30	R1	R2	R3	R4
実質単年度収支	112,062	-268,029	-97,203	51,677	96,995

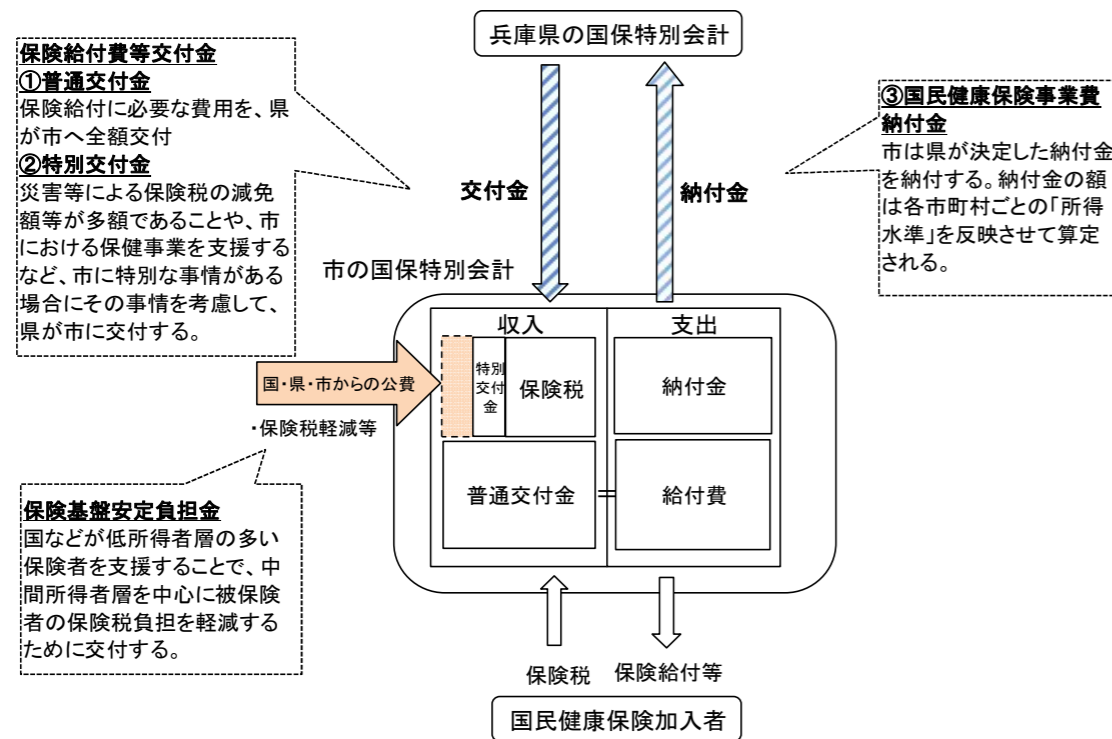
【今後の見通し】

- 令和6年度以降
- 令和6年度は引き続き団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで県全体の給付費が抑えられる。一方で後期高齢者支援金が上昇していく可能性がある。
 - 令和4年度に引き続き、令和6年度に社会保険の適用が拡大されることにより国保被保険者の減少が見込まれる。

2. 昨年度の説明内容と令和5年度以降の税率設定

【国保制度の仕組み】

都道府県が必要となる保険給付費等を見込み、市町村ごとの納付金の額を決定。保険給付の費用は全額市町村に支払う。市町村は納付金を納めるために必要となる税金を確保するための税率を設定する。



【兵庫県における保険料（税）水準統一に向けた動き】

- ◆ 兵庫県では、都道府県化当初より、国保県単位化の理想である「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる、保険料水準の統一を目指している

【保険料水準統一のメリット】

- ・住民にとってわかりやすい保険料体系 ⇒ 県内であれば**どこに住んでも同じ保険料**に
- ・保険料賦課算定事務の軽減 ⇒ 市町での保険料率算定事務が不要に
- ・国からの保険料水準統一の取組み評価 ⇒ 保険者努力支援制度等の財源を獲得し、県全体の保険料水準を引き下げ

（兵庫県における保険料水準統一のスケジュール）

- ・標準保険料率の統一：令和9年度（標準保険料率への移行目安時期）
- ・保険料率の完全統一：原則令和12年度（標準保険料率への全市町移行完了）

【令和5年度以降の税率について】

（背景）

1. 兵庫県において、令和9年度に県内保険料水準の一定の統一、令和12年度に完全統一が予定されている。
2. 令和4年度時点で本市の税率は県が設定の目安として示す標準保険料（税）率と大きな差がなく、適切な税率設定になっている。
3. 市では約10億円の国民健康保険事業基金を保有しているが、保険料水準完全統一後の令和12年度以降は基金を活用した保険税引下げが不可能になるなど、使途が極めて限定的となり保有する必要がなくなる。

（税率設定と基金の考え方）

- 県内保険料水準統一までの間に、国民健康保険事業基金を活用して被保険者の負担を軽減しながら令和9年度に標準保険料（税）率に移行することとする。
- 保険料水準完全統一前である令和11年度末の基金残高は、一般会計に繰り出しを行い、国民健康保険被保険者だけではなく市民の健康増進に係る事業を行うための基金として活用することを検討する。

（令和5年度の税率等）

基礎課税額の所得割率を改定するとともに、令和4年度の賦課限度額に据え置く

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	旧税率	新税率 (R5~)	旧税率	新税率 (R5~)	旧税率	新税率 (R5~)
所得割率 (%)	7.78	7.07	2.76		2.69	
均等割額 (円/人)	29,000		10,200		11,600	
平等割額 (円/世帯)	20,800		8,000		6,000	
賦課限度額 (円)	650,000		200,000		170,000	

（令和6年度以降の税率等）

令和6年度以降は基金残高や標準保険料（税）率の状況に応じて税率改定等の検討を行う

3. 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

【データヘルス計画とは】

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の施策方針に基づき、医療及び健診データ等の分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施するために策定する計画。

全ての健康保険組合に取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進されている。

第2期計画の期間満了に伴い、第3期を策定しようとするもの。

【特定健康診査等実施計画とは】

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき定める計画。第3期計画の期間満了に伴って第4期計画を策定しようとするもの。データヘルス計画と内容が重複する部分も多く、「特定健康診査等実施計画作成の手引き」では、実施計画とデータヘルス計画を一体的に作成することが望ましいと記載があることから、第3期に引き続き第4期も一体的に策定する。

【第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の構成案】

※兵庫県の標準様式に基づく

目次

- 第1章 基本的事項
 - 1 計画の概要
 - 2 第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の評価
- 第2章 川西市の現状
 - 1 川西市の概況
 - 2 川西市国民健康保険の概況
- 第3章 川西市国民健康保険の医療費・健康状況等に関する現状分析
 - 1 死亡の状況
 - 2 医療費の状況
 - 3 生活習慣病の医療費の状況
 - 4 特定健診・特定保健指導、生活習慣の状況
 - 5 生活習慣の状況
 - 6 がん検診の状況
 - 7 介護の状況（一体的実施の状況）
 - 8 その他の状況
- 第4章 現状のまとめ 健康課題の明確化
 - 1 健康課題の整理
 - (1)第3期データヘルス計画で取り組むべき課題
 - (2)第3期データヘルス計画で取り組むべき課題（目的）ごとに対応する個別保健事業
 - (3)課題ごとの目標設定
- 第5章 保健事業の内容
- 第6章 計画の評価・見直し
- 第7章 計画の公表・周知
- 第8章 個人情報の取扱い
- 第9章 第4期特定健康診査等実施計画
 - 1 計画の背景・趣旨
 - 2 第3期計画における目標達成状況
 - 3 計画目標
 - 4 特定健康診査・特定保健指導の実施方法
 - 5 受診率・実施率向上に向けた主な取組
 - 6 その他

【計画の期間と他計画との関連性】

計画	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
データヘルス計画	第2期	第3期データヘルス計画（6年）						第4期
特定健康診査等実施計画	第3期	第4期特定健康診査等実施計画（6年）						第5期
健康増進計画	第2期	第3期健康増進計画（6年）						第4期
県医療費適正化計画	第3期	第4期医療費適正化計画（6年）						第5期

データヘルス計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、健康増進計画、県医療費適正化計画等と調和のとれたものとする。

【これまでのデータヘルス計画策定との違い】

◆データヘルス計画が都道府県レベルで標準化される

第2期計画までは、国が定めた計画策定手引き等に基づき各市町が独自に策定を行っていたが、第3期からは兵庫県が標準様式を示した上で、それに基づき計画を策定することとなった。

（標準化の主なメリット）

- 県内で共通の評価指標を設定することにより、同じ指標で経年的にモニタリングできるようになるほか、自市町の客観的な状況を把握することができる。
- 保健事業の成果や実施率向上等につながった事例を県下市町が共有することで効果的・効率的な保健事業を実施することができる。

【計画策定までのスケジュール】

現在委託事業者に分析用データを提供し、分析と健康課題の抽出作業中

令和5年11月 計画（素案）完成予定

令和5年12月、令和6年1月 国保運営協議会にて意見をいただいた上で計画（素案）最終修正

令和6年 3月 計画完成

令和6年 4月 計画策定